

# 上田市中小企業退職金共済掛金補助金制度の御案内

## 1 対象となる共済制度

- (1) 中小企業退職金共済 ((独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部)
- (2) 特定業種退職金共済
  - ・建設業退職金共済 ((独)勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部)
  - ・林業退職金共済 ((独)勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部)
  - ・清酒製造業退職金共済 ((独)勤労者退職金共済機構 清酒製造業退職金共済事業本部)
- (3) 特定退職金共済 [商工会議所、各商工会、長野県中小企業団体中央会]

## 2 対象となる事業主（次のいずれにも該当する事業主）

- (1) 市内に事業所を有し、申請時に事業を営んでいる事業主
- (2) 令和4年2月1日以降、退職金共済に新規加入了従業員がいる事業主  
前職等で加入履歴があっても、**その加入履歴は含めず**現職での36ヶ月間が補助対象です。
- (3) 市税の滞納がない事業主

## 3 対象となる掛金及び補助額（36ヶ月分を複数年に分けて申請していただきます。）

同一の従業員が複数の共済に加入している場合、加入年月日が最も早い共済が補助対象です。

**対象掛金** 令和7年1月から令和7年12月までの期間で共済金を支払った月の掛金  
(年途中で退職等により共済を退会した場合は、退会した月までが補助対象です。)

**補助額** 一般従業員 一人あたり月700円 / 短時間労働者 一人あたり月350円  
(短時間労働者…一週間の労働時間が通常の労働者に比べて短くかつ30時間未満の労働者)

## 4 提出書類（必要に応じ、その他の確認書類を御提出いただくことがあります。）

各種様式は市のホームページでも公開しています。

（中小企業退職金共済掛金補助 <https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/koyo/1746.html>）

- 補助金交付申請書 兼 請求書（様式第1号）

従業員が複数の共済に分かれて加入している場合は、共済ごとにご提出ください。

- 月別、個人別掛金内訳書（様式第2号）

- 納税状況調査同意書

- 退職金共済手帳の写し(窓口持参の場合は原本可、内容確認後返却します。)

- 林業退職金共済加入の場合、林業退職金共済手帳申込書の写し(加入年月日がわかるもの)

## 5 申請先

(1)郵送の場合 〒386-0012 上田市中央四丁目9番1号 上田市地域雇用推進課 退職金共済掛金補助金 担当宛

(2)ご持参の場合

上田市勤労者福祉センター内上田市地域雇用推進課(本庁舎と場所が異なりますので、ご注意ください。)

丸子地域自治センター産業観光課、真田地域自治センター産業観光課、武石地域自治センター産業観光課

(3)ながの電子申請サービスからの申請

別紙「電子申請サービスを活用した補助申請の実証事業のご案内」をご参照ください。

## 6 申請期間

令和8年1月5日(月)から令和8年1月20日(火)まで

・郵送:令和8年1月20日(火)消印有効

・ご持参:上記持参窓口へ(平日午前8時30分から午後5時15分)

・ながの電子申請サービス 令和8年1月5日(月)午前10時～令和8年1月20日(火)

## 7 お問い合わせ

上田市 産業振興部 地域雇用推進課 電話:0268-26-6023 FAX:0268-26-6024 E-mail: koyo@city.ueda.nagano.jp